#### 令和4年度第1回福祉有償運送運営協議会

日時 令和4年6月30日(木)10:00~11:00 場所 倉吉市役所 議会会議室

## 舩木課長

出席委員8名、欠席5名。倉吉市福祉有償運送運営協議会設置要綱第6条2項の規定により、会議開催の要件となる過半数を満たしたことを報告。

当協議会は、倉吉市福祉有償運送運営協議会設置要綱第6条第4項の規定により、原則公開となっている旨説明。

# 1. 協議事項

## (1) 会長及び副会長の選出について

#### 事務局

委員の任期満了に伴い、令和4年4月1日付けで委員の改選を行った。当協議会設置要項第5条第1項の規定に基づき、会長及び副会長各1名ずつ、委員の互選により定めることとなっている。どのように選出するかお諮りする。

(事務局一任)

事務局より会長及び副会長2名の候補を提案。

- ◆会 長:倉吉市自治公民館連合会 常任委員 尾﨑 潤二
- ◆副会長:倉吉市健康福祉部 部長 東本 和也

(原案どおり承認)

※倉吉市福祉有償運送運営協議会設置要綱第6条1項の規定により、本来、会長の尾﨑委員に会議の進行をお願いするところ、欠席のため、副会長の東本委員が進行。

# (2)「社会福祉法人 敬仁会」の福祉有償運送登録申請について

#### 事務局

社会福祉法人敬仁会(シルバー倉吉)から、福祉有償運送の登録申請があったもの。登録申請内容について資料1のとおり説明。

### シルバー倉吉 伊藤施設管理者

シルバー倉吉では、要介護認定者が17名おられるが、医療機関への通院の際、有償運送という形をとりたいと考えている。ほぼ毎日いずれかの方が通院されている状況。これまでは自前で通院の支援をしていたが、介護保険制度を確認したところ、「通院等乗降介

助」サービスを行うにあたり、運輸局の承認が必要とのこと。単価 870 円(利用者負担 87 円)の設定については、介護保険の通院等乗降介助が 1 回当たり 87 単というところから、距離にかかわらず施設と医療機関の間を運送した場合 1 回、という形にしている。

### 小川委員

介護保険の単位を使うということは、有償運送としてのガソリン代の運送対価は0円 ということになり、その場合、運送の対価としては0円という扱いになるのでは。

### 運輸支局

ガソリン代として1割負担をいただくという形になるか。

### 伊藤施設管理者

国保連に請求し、介護保険制度上1割の自己負担となる。

### 小川委員

蔵まちにおいても、障害福祉サービスや地域生活支援事業の移動支援の中で福祉有償運送を実施しているが、障害のサービスは上限が0円という方が多く、サービスとしての実費負担はあまりかからない中で、ガソリン代として50円/1kmいただいている。一定の収入を得ておられる方は上限が設定されており、その場合は地域生活支援事業や福祉サービスとして利用料1割をいただいた上で、この福祉有償運送についてもガソリン代50円/1kmという形で徴収している。

福祉有償運送の対価として、ガソリン代のみを記載して申請することとなっているため、対価は「50円」として申請しているところ。

運送の対価をもらわれないことに意義はないが、今言われたような介護保険上の扱いにすると、対価は「0円」という記載になると思われる。

あわせて、何年か前の更新の際、迎車の部分をどうするか明記しなければならないという協議があり、登録事業者で一律に合わせた方が良いという話にまとまり、市内の事業者は「迎車区間も含み、1kmあたり50円」という設定になったところ。

### 美舩委員

基本的には介護保険のサービスで運用し、対価は0だということで合意が取れ、あとは 書き方の問題だとすれば、それで進めさせていただけたらと思う。

なお、福祉有償運送を運行する際は、タクシー料金の 1/2 程度の対価設定というルールがあると思うが、一番近い移送先はどのあたりか。

#### 伊藤施設管理者

湯梨浜町だが、位置的には倉吉市にかなり近い。他は関係医療機関として、倉吉病院、 藤井政雄記念病院など。

#### 美舩委員

シルバー倉吉の申請の方向性として概ね認めていただけたこととして、書き方や記載

の方法については事務局、敬仁会、運輸支局で調整し、改めて委員の皆様に送り、合意を 得るという形をとって良いか。

### 小川委員

対価 0 円というのが良いのかどうかという協議はされたほうが良いと思う。通常、運賃としての対価は得るべきという認識がある。

また、なるべく対価の標準は合わせた方が、利用する側としては分かりやすいと思う。 伊藤施設管理者

施設から国保連に請求をする際、実際には「870円/1回」という形で870円から1割の自己負担額を引いたものを請求し、1割を介護保険上自己負担額として利用者から請求する。

この1割以外を請求するとなると、介護保険外で請求をしなくてはいけなくなる。施設の特性上、高齢かつほぼ収入がない利用者が多い中、一概に他事業所と足並みを揃えることは難しいと感じる。

### 小川委員

障害福祉サービス等では、運送の間は、支援事業の対象にはならない。乗降等の介助の部分はサービス費、車に乗っておられる乗車中の部分は運行賃金という形で発生すると思う。

### 伊藤施設管理者

介護保険の報酬に関するQ&Aの中で、乗車前から、通院中~施設に帰ってくるまでの間、行きが1回、帰りが1回というカウントの仕方になっており、「車に乗っている間」とか、「乗降だけの対応」という形ではない。一連の動作に対して1回という形になっているので、分けることができないように思う。

#### 小川委員

福祉有償運送と介護保険事業っていうのは全く別のサービスであって、例えばこの有 償運送の対価の部分で言うと、デイサービス等において「食費かが実費になる」という扱 いと同じような感覚で、介護保険上では賄えない部分の対価だと思う。

#### 事務局

現在登録いただいている3事業者においては、「1km当たり50円、事務所から乗車地点までの迎車区間は距離換算し、降車後事業所までの回送区間は換算しない」という内容で足並みを揃えてくださっている。「1回あたり」というところでは考え方が違ってくるし、キロ数によっては開きも出かねない。ただそれを合わせる、となると他の事例も見てみたほうがいいのかもしれない。

### 小川委員

当方も以前は1回あたりという換算をしていたが、運営協議会の中で、同一の運営協議会の中での決め事であるのに利用する側としては分かりにくいという声もあった。

また、事業所からの距離が異なっていても同じ対価が発生するという不合理性もある。

倉吉という小さな地域の中で有償運送を認めるのであれば、足並みをそろえた方が利用 する方としてはわかりやすくていいという協議結果となった経緯がある。

だからといって、絶対一律にしなければならないという取り決めはないし、今回はサービスの区分が異なるため、別で認めましょうということになればそれはそれで良いと思う。

### 伊藤施設管理者

介護保険の中の通院等乗降介助というサービスの中に全部含まれている一連の動作なので、県の方からも通院等乗降介助を行うにあたって、福祉有償運送運営協議会を通してくださいということだった。

#### 美舩委員

元々福祉有償運送と介護保険とを連動して使う想定はあると思うが、その際の対価は、 介護保険のサービス料の対価ではいけないものなのか。

### 小川委員

保険から得る対価と有償運送から得る対価は全く別物だと思う。

福祉有償運送としての対価を得られないのであれば、あくまでも申請書に記載する内容は「0円」になると思う。例えば運送しようとする範囲が、今は要介護認定者だけとなっているが、障がい者等がいた場合、介護保険適用ではないため、別の対価設定が必要になってしまう。

### 東本委員

事務局で対価について改めて整理し、その結果を書面にし皆様に見ていただいて、協議 したということにしていきたいと考える。その際、あわせて合意書も送付し目を通してい ただくこととする。

#### (一同承認)